

## 匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成25年7月24日（水）

10：00～11：00

ふれあいセンター 1階 第1会議室

（司会）

定刻になりましたので始めさせていただきます。

司会進行につきましては、産業振興課長の林が務めますので、よろしくお願ひします。

本日の出席者は協議会委員14名の内12名で、過半数を超えております。

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会は成立したことをここに御報告いたします。

それでは議事に入る前に、協議会長より御挨拶をいただきたいと思ひます。

（協議会長）

公私共お忙しいなか、当協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

本日御審議いただくのは、匝瑳市長から諮問のありました、平成25年5月受付分、匝瑳市農業振興地域整備計画変更8案件についてです。

委員の皆様のご慎重なる御審議をお願いいたします。

（司会）

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思ひます。

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第1項の規定により、会長に議長を御願ひします。

（議長）

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

それでは、議題に入らせていただきます。

はじめに議題の（１）「匝瑳市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」の審議は、重要変更となる除外６案件と、軽微変更となる用途変更２案件の合計８案件です。

案件番号順に、事務局からの説明が終了後、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。

それでは、案件毎の審議に入りたいと思います。

まず案件番号１について、事務局の説明を御願ひします。

（事務局）

では、除外案件１（電子通信機器設置）について説明いたします。

（事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等）により案件説明する。

（議長）

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

（議長）

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願ひます。

<挙手全員>

（議長）

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件２について事務局の説明を求めます。

（事務局）

では、除外案件２（ソーラーパネル設置）について説明いたします。

（事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等）により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員A)

事業計画地の脇を赤道が通っているが、境界ははっきりとしているのか。

(事務局)

現場を見る限り、杭等からおおよその場所は確認できましたが、実施にあたっては当然建設課との協議が必要となります。

(委員A)

ソーラーパネル設置予定とのことだが、規模はどの程度か。

(事務局)

計画書では100kwの出力を予定しているようです。

(委員B)

工事資材は自己の畑を通過して搬入することであるが、鉄板等敷くのか。

(事務局)

鉄板を敷設することによって、一時転用及び道路占用の手続きを確認するよう指導してあります。

(議長)

他にはありますか。

ないようですので採決に移ります。

本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件3について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件3（専用住宅・車庫建設）について説明いたします。  
(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件4について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件4（駐車場及び資材置場）について説明いたします。  
(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員 A)

事前着工による追認案件であるが、始末書はとっているか。

(事務局)

提出されております。

(議長)

他にはありますか。

ないようですので採決に移ります。

本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件 5 について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件 5 (事務所・倉庫兼工場建設) について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等) により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員 A)

塗料等を使う工場であるようだが、公害等 (排水・臭気) で苦情等はないか。

(事務局)

以前環境担当課に 10 年程いましたが、私の在職時にはそのような苦情は受けておりません。

(議長)

他にありますか。

ないようですので採決に移ります。

本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件6（専用住宅建設）について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件6について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。以上で重要変更案件については終了いたしました。

引き続き軽微変更案件1について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、軽微変更案件1（農業用倉庫）について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員A)

案件については賛成ですが、市でもっと農振農用地への編入によるメリット(税制上等)の説明をし、白地農地からの編入を促進したほうがよい。

(事務局)

編入についてはたしかに委員の言うメリットもありますが、世代が変わり農業用以外の用途での利用が必要になる可能性もありますので、慎重に検討したいと思います。

(議長)

ほかにありますか。

(議長)

なければ採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。続きまして軽微変更案件2について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、軽微変更案件2（農業用倉庫・作業場）について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。以上で議題(1)についての審議は終了いたしました。

引き続き議題(2)その他について事務局何かありますか。

(事務局)

ありません。

(議長)

委員の方はどうでしょうか。

<特になしの声>

(議長)

それでは本日の全ての議題を終了とします。

本日の結果については、後日匝瑳市長あてに答申いたします。

長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

(議事終了 午前11時)